

下川町公の施設に係る
指定管理者制度導入基本方針
(第5版)

令和5年7月

下 川 町

I 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

(1) 地方自治法の改正

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年6月公布、9月施行）により、「公の施設」の管理に関し、これまでの「管理委託制度」にかわって「指定管理者制度」が導入されました。これにより、これまで従来管理委託を行っていた施設については、経過措置期間の改正法施行日から3年以内（平成18年9月）までに、指定管理者制度への移行をしています。

(2) 指定管理者制度の目的

「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とするもの」（総務省通知）です。

(3) 指定管理者制度の内容

町が施設の管理を行わせることができる団体	特に制約はない。（株式会社を含む法人その他の団体） ※ 法人格は必要ないが、個人は不可
法的性格	指定管理者制度の「管理の指定」は行政処分的一种であり、指定を受けたものに公の施設の管理権限を委任するもの。 (管理代行)
管理権限	指定管理者が有する。
施設の使用許可	指定管理者ができる。
設置者としての責任	地方公共団体にある。
相手方の業務	施設、設備の維持管理 利用料金制度が可能 施設の使用許可権限
条例で規定すべき事項	指定管理者の「指定の手続」 指定管理者が行う「管理の基準」、「業務の範囲」 指定管理者の指定は、議会の議決が必要

(4) 指定管理者制度導入の選択

地方自治法の改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度を適用するか、直営で(個別に一部委託を行って)管理をしていくか、選択をすることになっています。

ただし、個別の法律(学校教育法、河川法、道路法等)で管理主体が限定される施設については、指定管理者制度の対象外となっています。

【公の施設とは】

- ・「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第244条）とされています。ただし、住民の利用に供することが目的でない施設(例えば役場庁舎)は、これに該当しません。

2 指定管理者制度の法規定

(1) 条例で定めるべき事項

①指定の手続き(法第244条の2第4項)

②指定管理者が行う管理の基準(法第244条の2第4項)

【管理の基準とは】

- ・施設の休館日、開館時間など、適正な管理に必要不可欠な業務の基本的事項

③指定管理者が行う業務の範囲(法第244条の2第4項)

【業務の範囲とは】

- ・使用許可の扱い、利用料金制、施設の維持管理範囲など、指定管理者が具体的にを行う業務内容

(2) 指定の方法

指定管理者の指定は、あらかじめ議会の議決が必要で、次の事項を議決します。

(法第244条の2第6項)

①指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

②指定管理者となる団体の名称

③指定の期間

※指定管理者の指定の期間は、地方自治法上は条例事項とはされていませんが指定管理者の指定は期間を定めて行うことが必要あり、議会の議決事項の内容には含まれます。

(法第244条の2第5項)

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理する公の施設の管理業務に関し、事業報告書を提出しなければなりません。(法第244条の2第7項)

(4) 利用料金制

地方公共団体が適当と認めるときは、利用料金制(公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する制度。ただし、料金の上限は、町が条例で定めます。)をとることができます。(法第244条の2第8・9項)

(5) 業務・経理状況報告の提出

地方公共団体は、指定管理者に対し、公の施設管理の適正を期すため、管理業務または経理状況の報告を求め、実地調査と必要事項の指示をすることができます。

(法第244条の2第10項)

(6) 指定の取り消し

地方公共団体は、指定管理者が町の指示に従わないとき、また、管理を継続することが適当でないと認めるとき、指定の取り消し、または業務の停止を命ずることができます。

(法第244条の2第11項)

(7) 指定管理者に支出する管理委託費等の協定

指定管理者制度における「管理の指定」は行政処分の一環であり、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任するものなので、地方公共団体と指定管理者の間で協定等を締結することが適当であるとされています。

(総務省自治行政局長通知)

II 指定管理者制度運用基本方針

1 指定管理者制度導入についての考え方

町は、平成16年3月単独でのまちづくりを選択し、厳しい財政状況の中にあって協働によるまちづくりを進めるため、下川町自律プランを策定しました。

この中で、協働によるまちづくりを進めるうえで行政が取り組む内容として、町が設置する公の施設についてその管理運営方法を見直し、質の高いサービスと経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を掲げています。

また、下川町行政改革大綱では、各公共施設について有効な管理方法と将来的な展望に合った利用方法を検討し、効率的な管理運営を図ることとしています。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としていることから、これまでの管理運営方法を抜本的に見直し、民間の活力導入や直営管理の方法、一部業務委託のあり方を含め、現在直営で管理している施設についても必要に応じて本制度導入の可否について検討を行うものとし、本町が自立するために可能な限り取り組むものとしします。

2 指定管理者制度と個別の業務委託

公の施設を管理していく上で、これからは指定管理者制度を導入するか、直営又は一部管理委託で管理するかを選択することになります。

指定管理者を導入する施設は、「施設の設置及び管理条例」で、指定管理者への「管理代行」、「管理の基準」、「業務の範囲」を規定する必要があるため、条例に定められた具体的な業務が指定管理者の業務となります。

指定管理者制度を適用しない施設は、条例から「管理委託」の条項を削除し、直営で管理する必要があります。ただし、直営で管理する施設でも業務の一部を業務委託（清掃、警備、機械等の保守点検、草刈り、除雪など）することはできますし、将来的に指定管理者制度を適用することも可能です。

なお、施設の管理業務を分割し、指定管理者制度と個別の業務委託を併存させることは、円滑な施設管理を阻害する可能性があるため行わないものとしします。

また、指定管理者制度を適用した施設で、指定管理者自身が行うことのできない業務（例えば、清掃、機械保守点検、警備など）については、指定管理者が個別に業務委託できるものとしします。

3 条例・規則の制定及び改正

指定管理者制度の導入にあたっては、指定に関する共通する手続きなどを統一的に取り扱うため、「下川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」及び「下川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」を平成16年に制定しており、この条例及び規則に基づき必要な手続きを行い指定管理者を指定することとなります。

また、各施設の「設置及び管理条例及び規則」については、指定管理者制度の導入の可否によってそれぞれ改正が必要となります。

(1) 「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例」の改正

「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例」で規定している施設については、「管理委託」の条項を削除し、「管理の代行」、「管理の基準」、「業務の範囲」、その他必要な規定を追加し改正しています。なお、指定管理者を適用しない施設についても同条例で規定するものとし、管理委託条項を削除し改正しています。

また、公の施設の設置条例に新たに施設を追加する場合、又は削除する必要がある場合についても、他の条例や施設の管理方法を考慮し、十分検討します。

(2) 個別の「施設の設置及び管理条例」の制定及び改正

①指定管理者を適用する施設

個別条例で規定している施設については、条例に「管理の代行」、「管理の基準」、「業務の範囲」の規定を追加して改正することになります。

特に、複数施設を一括して規定している条例は、施設によって管理の基準等が異なることから内容を十分検討し改正することになります。

②指定管理者制度を適用しない施設

個別条例で「管理委託」の規定がある場合は、同条項を削除して改正しています。「管理委託」の規定がない場合は、改正していません。

4 指定管理者の選定に係る基本原則

(1) 指定管理者の公募について

①指定管理者公募の原則（条例第2条）

指定管理者制度の目的が、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることとされていることから、競争性を確保した選定を行うことが望ましく、また、指定管理者の指定は、行政処分であり、選定に当たっては、より慎重な手続きが求められることから公募を原則とします。

②指定管理者の公募の例外（条例第5条）

条例第5条に規定するように、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるときは、公募によらず町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補として選定することができます。

ただし、候補者選定の透明性、公平性を確保するため、十分な配慮が必要となります。

(2) 公募の手続きについて

①募集及び周知の方法（条例第2条、規則第2条）

指定管理者の公募にあたっては、次の事項を記載した募集要領を作成のうえ、掲示板、広報「しもかわ」、ホームページ等で幅広く募集するものとします。

- ア 公の施設の概要
- イ 申込の資格
- ウ 申込受付期間
- エ 選定の基準
- オ 管理の基準
- カ 管理業務の範囲及び具体的内容
- キ 利用料金に関する事項
- ク 管理を行わせる期間
- ケ その他町長が指定する事項

※なお、指定管理料算出のための参考資料として、過去の指定管理料実績額、施設修繕実績額等も公表します。

②公募の単位

指定管理者は、個々の施設ごとに公募を行うことを原則としますが、採算上の理由等から複数の施設を一括して管理することが合理的である場合や相互の施設の連携により一体的な管理運営を行うことが合理的である場合には、複数の施設について一括して公募し、同一の団体を指定管理者として選定することができるものとします。

③申込みに係る提出書類（条例第3条、規則第4条）

指定管理者公募における申し込みにあたっては、候補者選定の透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる書類の提出を求めます。

また、公募によらず指定管理者の候補者を選定する場合でも、公募の場合に準ずる書類の提出を求めます。

- ア 申込書（別記第1号様式）
- イ 申込資格を有していることを証する書類
- ウ 管理を行う公の施設の事業計画書
- エ 管理に係る収支計画書
- オ 当該団体の経営状況を証明する書類
- カ その他町長が必要と認める書類

④指定管理者の指定期間

指定の期間については、施設サービスの継続性、利用実態、指定管理者の安定した管理期間、指定管理者での雇用安定性、長期固定による管理の硬直化の排除、利用料金の見直しなどを総合的に判断し、原則として5年間とします。

(3) 指定管理者の選定

①指定管理者選定委員会の設置（規則第5条）

指定管理者選定の公平性、透明性を確保するため、庁内に「下川町公の施設の指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、公募、非公募によらず応募者が提出する事業計画書等に基づき審議を行い、「選定の基準」（条例第4条）に照らし、総合的に検討・判断して候補者の選定を行うものとします。

「下川町公の施設の指定管理者選定委員会」の処務は総務企画課が行います。

②指定管理者候補の選定方法（条例第4条）

指定管理者候補の選定の公平性や透明性を確保するため、指定管理者選定委員会では次の選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認められる団体を指定管理者として選定します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ その他町長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める事項

③指定管理者の指定（条例第6条、規則第12条）

指定管理者候補者を選定した場合は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であり、議会の議決後、指定管理者に通知するとともに、その旨を告示する必要があります。

(4) 協定書の締結について

指定管理者の指定後、町は指定管理者と管理業務実施の必要事項について協定を締結するものとします。

協定は、「基本協定」及び「年度協定」の2種類とし、標準的なものとして次の事項を協定内容に盛り込むものとします。

【基本協定】

指定期間の開始時に、一度だけ締結します。

- ・ 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- ・ 管理の基準～条例、募集要領、仕様書の遵守に関する事項
- ・ 指定期間
- ・ 業務の範囲
- ・ 施設使用料の扱いに関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 事業報告書の作成、提出に関する事項
- ・ 指定の取り消し、管理業務の停止に関する事項

- ・会計区分、財産管理
- ・協定の解除
- ・指定管理者の変更により、新指定管理者への管理に関する必要事項の引継業務
- ・損害賠償、原状回復義務、権利譲渡禁止
- ・町の方針遵守に関する事項
- ・年度協定の締結

【年度協定】

年間の管理費と支払に関する協定で、毎年度開始時に締結します。

- ・年度協定期間
- ・管理費の額
- ・支払方法
- ・年度協定期間のみの特別な事項

(5) 指定管理者と町の責任分担

指定管理者と町の主な責任分担は次の表のとおりとします。

項 目	内 容		指定管理者	町
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
	著しい場合			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
施設周辺住民 及び施設利用 者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者か らの要望、苦情への対応		○	
	上記以外			○
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、テロ、暴 動その他町及び指定管理者の責めに帰すことの できない事由（第三者の行為も含む））の発生に 起因する施設、設備の修復による経費の増加及び 業務履行不能			○
施設、設備の維 持管理	修繕 (機能等維持)	小規模な修繕	○	
		上記以外		○
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外		○
備品の維持管 理	修繕	町の責めによる大規模修繕		○
		上記以外	○	
	更新	指定管理者が希望する場合	○	
		上記以外		○
新規購入	指定管理者が希望する場合	○		
	上記以外		○	

項目	内容	指定管理者	町
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った場合	○	
	上記以外		○
保険の付保	施設火災保険		○
	施設賠償責任保険		○
	自動車保険	○	○
事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間途中において指定取り消しを受けた場合における撤収費用	○	
自主事業	指定管理者が行う自主事業に関するもの	○	

備考1 指定管理者が施設・設備の改修を行った場合、指定管理者は当該資産に関する所有権を放棄、または現状復帰することとします。

備考2 指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属するものとします。

備考3 条例・規則・協定等に定めのあるものは除きます。

5. 指定管理者更新の手続

(1) 指定管理者更新の決定

安定的な管理運営と更なるサービスの向上のため、現行の指定期間が終了する年度までに、町は指定管理者により提供されるサービスが、下川町公の施設に係る指定管理者の指定期間等に関する条例及び条例施行規則、協定書等に基づき、指定管理者により適正かつ確実に履行されているかモニタリング（監視・測定・評価等）を行い、その結果等を踏まえて当該施設のあり方、指定管理者による管理運営の成果を問うと同時に、そのあり方について再検討を行い、指定管理者について更新の是非を決定します。

(2) 指定管理者更新の手続

指定管理者を更新するとした施設は、次により更新手続を進めます。

① 指定管理者の選定期間

現行の指定期間が終了する年度に選定を行います。

② 指定管理者に関する基本的事項

管理する施設の範囲、業務の範囲及び管理の基準については、モニタリング結果等を踏まえ、指定管理者が管理する施設の範囲や業務の具体的範囲及び利用時間、休館日、使用許可の基準等、必要に応じて管理の基準を再設定することとします。

③ その他更新に伴う指定管理者の選定に係る基本原則

公募の手続き、指定期間、指定管理者の公募、選定の方法、指定等についての基本原則は、本基本方針「4 指定管理者の選定に係る基本原則」により取り進めることとします。